

令和4年度 香美町立長井小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日更新

1 本校の方針

本校のスローガンは、「ねばる子 助け合う子 行動する子」である。①ねばり強く、最後までやりぬく子 ②夢や希望を持ち、自ら学び、考え、進んで行動する子 ③感性豊かで、互いを思いやり、助け合う子 ④命を大切にする子 の育成を目指している。

全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「長井小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるか十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

- ①いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その容態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

5 その他の事項

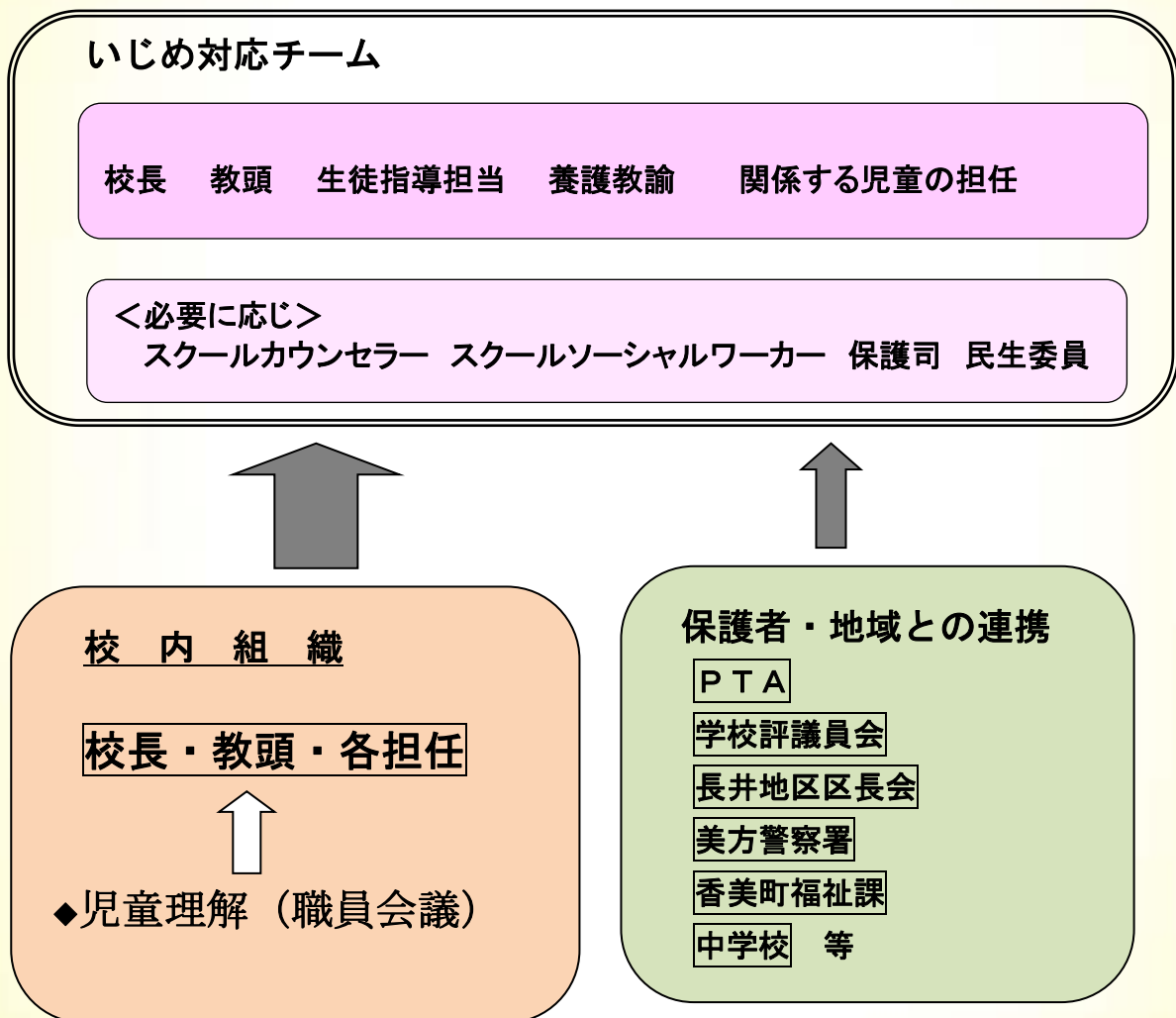
誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともにPTAの会議、保護者懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「生活指導部」を中心に点検し、常に改善を図り見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、保護者・地域と連携した学校の基本方針になるように、保護者・地域の意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にやり、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 いじめ対策の基本は、児童一人一人をよく理解することである。全校生を全職員が理解していることが大事になる。月1回の「児童理解」の場で、細かい情報を共通理解していく。児童理解の場でいじめへの具体策が必要と判断されれば、「いじめ対応チーム」がその任に当たる。
- 5 児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

<いじめ対応チームの構成員>



※ 児童理解は毎月1回開催する。

※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。

※ ネットを利用したいじめへの対応もしていく。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

教室

- 1 朝、昇降口の靴箱の靴が乱雑に入れてある。または、靴が靴箱の中に入っていない者が多い。
- 2 掲示物が破れていたり、机に落書きがみられたりする。
- 3 教室のゴミ箱にごみがあふれている。
- 4 他の児童の机と机の間隔とは大きく違って、特定の児童だけの机の間隔が他の児童と開いている。

集団

- 5 グループ分けをすると特定の児童だけが残ってしまう。
- 6 班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 7 些細なことで特定の児童を冷やかしたりするグループがある。
- 8 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔をうかがっている児童がいる。
- 10 授業中に、特定の児童に消しゴム等を投げている。

いじめられている児童

- 11 休み時間は教室や図書室などにいるとき、小さな物音に対しても敏感に反応する。
- 12 一人でいることが多い。
- 13 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- 14 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 15 他の児童からの、悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 16 いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- 17 いじめアンケートを提出しない。
- 18 教職員の近くへいたがったり、話しかけたまま離れようとししない。
- 19 持ち物や机に落書きをされる。
- 20 靴箱のくつを違う靴箱に入れられたり、隠される。
- 21 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- 22 給食の時、食べるときに嫌がらせを受ける。
- 23 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- 24 ひとりだけで掃除をしていたり、常にゴミ捨ての当番になっている。
- 25 服にクツ跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。
- 26 手足に傷やあざがある。
- 27 毎日、必要のないお金を持ってくる。
- 28 学校を休みがちになり、やめると言い出す。
- 29 他の児童の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。
- 30 ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。

いじめている児童

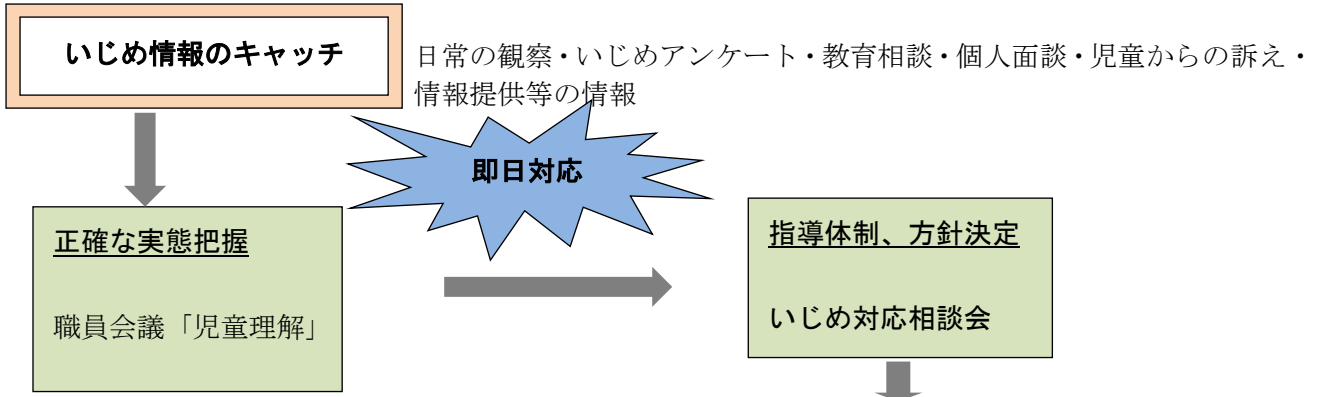
- 31 周り人間関係がうまくいかず、仲間からはずれることがある。
- 32 特定の児童に強い仲間意識を持つ。
- 33 数人でひそひそ話をしている。
- 34 多くのストレスを抱えている。
- 35 活発に活動するが、弱い児童にきつい言葉を使う。
- 36 極端におとなしくなる。
- 37 表情や行動に裏がある感じを受ける。
- 38 見慣れないものを所持している。

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1					
	生活指導部会①	生活指導部会②	生活指導部会③	生活指導部会④	生活指導部会⑤	生活指導部会⑥
	年間指導計画立案 保護者会における 保護者向け啓発活					
	職員研修会① ※2					
未然防止へ向けた取組	児童理解①	児童理解②	児童理解③	児童理解④	児童理解⑤	児童理解⑥
	いじめの未然防止に関する職員研修会	あいさつ運動(PTA・教職員)①	あいさつ運動(PTA・教職員)② 小中連絡会による 情報交換 学校評議員会①	あいさつ運動(PTA・教職員)③ PTA研修 保護者対象のいじめ防止研修 (地区懇談会)	学校登校日における担任講話	あいさつ運動(PTA・教職員)④
	個人面談①	個人面談②	個人面相談③ いじめ実態アンケート① ※3	個人面談④ いじめ実態アンケート結果報告①		個人面相談⑤
	幼稚園訪問による 情報収集		教育相談週間	個別懇談(保護者)①		
早期発見へ向けた取組						
	事故発生時、緊急対応会議の開催					
	生活指導部会⑦	生活指導部会⑧	生活指導部会⑨	生活指導部会⑩	生活指導部会⑪	生活指導部会⑫
	児童理解⑦	児童理解⑧	児童理解⑨	児童理解⑩	児童理解⑪	児童理解⑫
未然防止へ向けた取組	あいさつ運動(PTA・教職員)⑤ 人権映画鑑賞会 小中連絡会による 情報交換	あいさつ運動(PTA・教職員)⑥	あいさつ運動(PTA・教職員)⑦	あいさつ運動(PTA・教職員)⑧	あいさつ運動(PTA・教職員)⑨ 学校評議員会② 人権・道徳参観日 PTA講演会	あいさつ運動(PTA・教職員)⑩ 小中連絡会による 情報交換
	個人面談⑥	個人面談⑦ いじめ実態アンケート② 教育相談週間	個人面談⑧ いじめ実態アンケート結果報告② 個別懇談(保護者)	個人面談⑨	個人面談⑩ いじめ実態アンケート③ 教育相談週間	個人面談⑪ いじめ実態アンケート結果報告③
職員会議・研修等	事故発生時、緊急対応会議の開催					
	生活指導部会⑦	生活指導部会⑧	生活指導部会⑨	生活指導部会⑩	生活指導部会⑪	生活指導部会⑫
	児童理解⑦	児童理解⑧	児童理解⑨	児童理解⑩	児童理解⑪	児童理解⑫
早期発見へ向けた取組						

※1 緊急対応会議: 事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議の開催で対応する。
 ※2 職員研修会①: いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
 ※3 いじめ実態アンケート: いじめの実態を把握するためのもので、原則として学期に1回実施する。
 ※4 保護者会における保護者向け啓発活動: 学校の指導方針を保護者へ周知する。
 ※ 必要に応じカウンセリングマインド研修会: 外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。

組織的対応



①報告の流れ

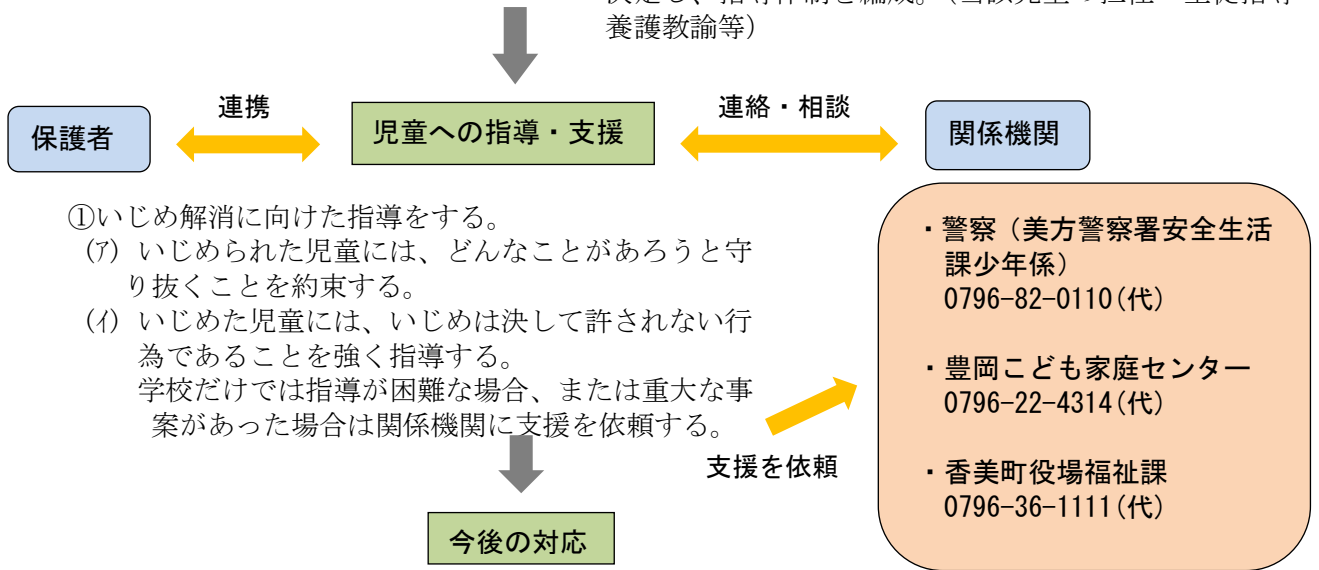
- 情報を得た教職員
- 当該児童の担任等
- 生徒指導担当・教頭
- 校長
- 町教育委員会

②保護者へは、事実確認をした後、連絡する。(その後は適宜連絡)

いじめ対応チームの招集・指揮（校長）

＜いじめ対応チームで緊急対策会議の開催＞

- ①情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解。
- ②調査方針及び分担を決定。
- ③事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定。
- ④2名以上の教員で当該児童について事情を確認し、事実関係を把握していじめ対応チームへ報告。
- ⑤報告を受けた後、いじめ対応チームは、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成。(当該児童の担任・生徒指導・養護教諭等)



- ①いじめ解消に向けた指導をする。
 - (ア) いじめられた児童には、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。
 - (イ) いじめた児童には、いじめは決して許されない行為であることを強く指導する。学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。

- ② いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ②スクールカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。
- ③再発防止・未然防止活動は継続していく。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに町教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②町教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

- ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。
- (ア) 児童に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
 - (イ) 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。